



311子ども甲状腺がん裁判

「原告の意見陳述」と「大法廷」での裁判を求める署名

東京地方裁判所 民事第32部 裁判長 馬渡直史 様

近代日本最大の公害事故である福島第一原発事故により、大量に放出された放射線によって被ばくし、甲状腺がんを発症した若者ら6人が、東京電力に損害賠償と救済を求める「311子ども甲状腺がん裁判」が、5月26日から始まりました。希少例であるはずの小児甲状腺がんに罹患した原告が勇気を出し、自分の声で、自分の思いを意見陳述したいと望んでいます。

しかしながら、馬渡直史裁判長は、第4回期日以降は、原告の意見陳述を現時点で、認めていません。また、この裁判は、社会的関心が極めて高い事件であり、第1回期日では、わずか27席の一般傍聴券を得るために226人が行列をつくりました。9月7日の第2回目以降は、小法廷とされたため、ごくわずかな人数しか傍聴できなくなります。これは、「裁判の公開の原則（憲法82条）」の観点からも大問題です。

この事件の原告は、過去に類例のない放射線内部被ばくにより、肉体的な苦痛、社会的な不利益、経済的な損害、将来に対する不安等を被っており、これらの被害の実相について裁判所に理解していただくためには、十分な時間を確保した上で、原告本人が直接、裁判所に訴えることが欠かせません。

一人一人の応援する声が、裁判所を動かす力になります！署名にご協力ください！

＜要請事項＞

1. 原告の若者たち全員に意見陳述をさせてください。
2. 大法廷で裁判を行ってください。

お名前	ご住所
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県
	都・道 府・県

（呼びかけ団体）311 甲状腺がん子ども支援ネットワーク（電話）03-6384-1158

（集約先）〒160-0004 東京都新宿区四谷 1-6-1 四谷タワー 8 階さくら共同法律事務所内

署名集約日：第1次 2022 年 8 月 16 日／ 第2次 2022 年 10 月 15 日

【取扱団体】生活協同組合コープ自然派兵庫

〒651-2228 兵庫県神戸市西区見津が丘4-10-5 (tel)078-998-1671 (fax)078-998-1672